

～柔道整復師及び関係団体の皆様へ～

お知らせ

当健康保険組合では、令和8年4月より、柔道整復師の施術にかかる「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検・支払事務等について、業務の効率化及び更なる医療費適正化の観点から業務委託します。

業務委託先：ガリバー・インターナショナル株式会社

所在地：大阪府大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 堂島アクシスビル 10階/13階

支払事務の業務委託に伴い、療養費の支払日が変更となります。

※ 療養費の支払いサイクルは次のとおりです。

- ・ N月 当組合受付分
 - ⇒ これまでは(N+2)月末日に当組合から指定口座へ振込み
 - ⇒ 今後は(N+3)月 第2営業日に委託業者から指定口座へ振込み
- ・ 委託業者からの初回振込みは令和8年6月2日を予定しています(当組合 令和8年3月中受付分)

なお、「柔道整復施術療養費支給申請書」の提出は、これまで通り当健康保険組合あて送付してください。

また、申請書の内容に関する照会・確認業務につきましても委託業者から行うこととなります。

以上、よろしくお願いいたします。

施術から支払完了までの流れ

